

同意事項

依頼者は、国立市フィルムコミッション（以下「当団体」）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 当団体で支援できない事項

- 作品の内容、及び撮影方法が市民に明確な不利益をもたらすと判断した場合は、支援致しません。
- 公序良俗に反する作品は支援しません。
- ロケ地の撮影許認可の代行申請は致しません。
- 宿泊の予約代行や、キャスト・スタッフの送迎は致しません。
- スポンサー募集の協力、タイアップ調整は致しません。

2. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は支援依頼の際「撮影概要書」とともに下記を提出するものとします。
 - (1)作品企画書(企画案でも可)
 - (2)制作スケジュール(予定で可)
 - (3)シノプシス、台本、コンテ等
 - (4) (あれば)賠償責任保険証の写し
- 当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。
- 依頼者は当団体との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。

3. 当団体が支援できること

指定文書受理後、当団体は以下の支援を致します。

- 撮影に必要な情報提供や関連事業者の紹介
- ロケ地の紹介
- ロケ地の許認可調整、その他公的機関との調整
- 可能な範囲内のプレロケハン・ロケハン・ロケ同行

4. 事故等の防止

- 依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

5. 現地における調整

- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、

合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。

- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

6.第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体から撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく当団体に報告するものとします。
- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

7.原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃の上、報告するものとします。

8.ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9.損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任

でかかる第三者に適切に対処し、当団体に累を及ぼさないものとします。

- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10.免責

- 当団体は依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要の許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11.広報

当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトを紹介、独自ポスタ

一の作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

当団体は、依頼者に対し、以下の協力要請をすることがあります。

- a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
- b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
- c. 作品にクレジットを入れること。
- d. 撮影前後、公開前後における地元マスコミ向け記者会見・表敬訪問をすること。
- e. 作品ポスター、サインその他グッズ等を当団体に提供すること。
- f. 主要協力者向けの招待券提供(映画のみ)をすること。
- g. 当団体のPR素材としての写真・映像使用許可、映像素材提供をすること
- h. 放送公開後の作品の観光資源活用を許可すること。

13. 完全支援中止について

- 前述の 2. 依頼者の一般的義務、4. 事故等の防止、5 現地における調整、6. 第三者との関係、7. 原状回復等、8. ロケ支援の実行、9. 損害賠償、などを遵守しなかった場合や違法行為がみとめられた場合は、当団体はすべての撮影支援を即時中止します。

14. 守秘義務について

当団体は、申請時から撮影中、公開・放送に至るまで、撮影に関する情報については守秘義務を徹底し、申請機関等第三者に公開する必要が生じた情報は、事前に依頼者に確認します。依頼者から要請があれば、覚え書きを交わします。

以上